

2級 学科試験

管理業務

【第38回知的財産管理技能検定】

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2020年9月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エの中から1つ選びなさい。

問1

ア～エを比較して、独占禁止法に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 企業間において、生産数量を制限する協定を結ぶことは、独占禁止法の違反に該当する場合がある。
- イ 大企業が下請会社にその地位を利用して無理を押し付けるような、自由な競争の基盤を侵害するおそれがある行為は、不公正な取引方法に該当する場合がある。
- ウ 同業他社との共同開発契約において、競合する会社を排除するための合意を行うことは不当な取引制限に該当する。
- エ 独占禁止法上の違反者に対して、懲役や罰金が科される場合がある。

問2

ア～エを比較して、特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 最後の拒絶理由通知を受けた場合には、特許請求の範囲に関しては請求項の削除等を目的とした所定の補正しかすることができない。
- イ 最初の拒絶理由通知を受ける前においては、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内で明細書の補正をすることができる。
- ウ 補正が認められると、補正をした内容は出願時に遡って効力を生じる。
- エ 最後の拒絶理由通知を受けた場合には、当該拒絶理由通知を受けた時の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内に限り明細書の補正をすることができる。

問3

ア～エを比較して、有効な契約として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 契約の内容が実現不可能な契約
- イ 公序良俗に反する契約
- ウ 契約の内容が確定できない契約
- エ 民法の任意規定に反している契約

【第38回知的財産管理技能検定】

問4

ア～エを比較して、著作隣接権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 放送の保護期間は、その放送を行った時に始まり、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して50年を経過するまでである。
- イ 実演の保護期間は、その実演を行った時に始まり、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して70年を経過するまでである。
- ウ 有線放送の保護期間は、その有線放送を行った時に始まり、その有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して50年を経過するまでである。
- エ レコードの保護期間は、そのレコードの販売をした時に始まり、そのレコードの販売が開始された日の属する年の翌年から起算して70年を経過するまでである。

問5

ア～エを比較して、特許請求の範囲又は発明の詳細な説明の記載要件に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 発明の詳細な説明の記載は、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること
- イ 特許請求の範囲の記載において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一でないこと
- ウ 特許請求の範囲は、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載したものであること
- エ 特許請求の範囲の記載において、特許を受けようとする発明が明確であること

問6

ア～エを比較して、特許情報プラットフォーム（J-Platpat）を用いた特許調査のための検索手法に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア Fターム、F I（File Index）を用いて検索する場合、具体的にどのように分類記号が付与されているかについて、正確な理解をしておくことが必要である。
- イ 中国特許公報について、Fターム、F I（File Index）を用いて検索することができない。
- ウ キーワード検索は、直感的でわかりやすく、同義語については特に考慮する必要はない。
- エ Fタームは国際的に統一された特許分類であり、これを用いることによりノイズの少ない検索を行うことができる。

【第38回知的財産管理技能検定】

問7

ア～エを比較して、ライセンスによるメリットに関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア ライセンスされた技術を利用して研究開発コストを低減できる。
- イ 特許権侵害訴訟を早期に解決できる。
- ウ ライセンス収入による収益を確保できる。
- エ 広く他社にライセンスを付与することにより、自社が市場を独占できる。

問8

ア～エを比較して、著作物に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 映画の著作物には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物は含まれない。
- イ 写真の著作物には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物は含まれない。
- ウ 美術の著作物には、美術工芸品が含まれる。
- エ データベースの著作物は、編集著作物に含まれる。

問9

ア～エを比較して、種苗法に基づく品種登録に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 種苗法の目的は、品種の育成の振興を図り、農林水産業の発展に寄与することである。
- イ 品種登録出願が拒絶された場合、拒絶査定不服審判を請求することができる。
- ウ 出願品種の種苗が、日本国内において品種登録出願の日前に、業として譲渡されていた場合には、品種登録を受けることができない場合がある。
- エ 育成者権の存続期間は、品種登録の日から25年（永年性植物にあつては30年）である。

【第38回知的財産管理技能検定】

問10

ア～エを比較して、商標権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権者は、複数の者に対して、その商標権について通常使用権を許諾することはできない。
- イ 他人の商標登録出願よりも前から日本国内でその商標と同一又は類似する商標を使用している者は、継続してその商品又は役務について、その商標を使用する権利を有する。
- ウ 登録商標がその出願前から指定商品について慣用的に使用されていた場合、商標掲載公報の発行日から6カ月以内に限り、誰でも登録異議の申立てをすることができる。
- エ 継続して3年以上、日本国内で商標権者又は使用権者のいずれもが指定商品又は指定役務に登録商標を使用していないのであれば、不使用取消審判を請求することにより商標権を消滅させることができる。

問11

ア～エを比較して、著作権の周辺の権利に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 物の名称についてパブリシティ権は認められない。
- イ パブリシティ権とは、本人の承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されたり、公表されたりしない権利である。
- ウ 肖像権は、著作権法上に規定されている権利である。
- エ 商品化権とは、著名人が顧客吸引力を持つ氏名を営利目的で独占的に使用できる権利である。

問12

ア～エを比較して、瑕疵ある意思表示の法的効果に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 強迫による意思表示は、取り消すことができる場合がある。
- イ 心裡留保による意思表示は、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知っている場合でも有効である。
- ウ 詐欺による意思表示は、取り消すことができる場合がある。
- エ 通謀虚偽表示は無効である。

【第38回知的財産管理技能検定】

問 1 3

ア～エを比較して、著作権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 複製権又は公衆送信権を有する者は、その著作物について出版権を設定できる。
- イ 著作権者は、著作権を侵害する者に対して差止請求することができるが、著作権を侵害するおそれがある者に対して差止請求することはできない。
- ウ 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まり、著作者の死後50年を経過するまでの間である。
- エ 著作権の移転は、登録しなければ、その効力が発生しない。

問 1 4

ア～エを比較して、商標登録出願の審査に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 自己の商標登録出願に係る指定商品と他人の商標登録に係る指定商品とが非類似の場合であっても、その他人の登録商標と同一の商標に係る自己の商標登録出願について商標登録を受けられない場合がある。
- イ 先に出願された他人の登録商標に類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品に類似する商品について使用するものは、その他人の承諾があっても商標登録はされない。
- ウ 著名な芸名については、その芸名を使用している者の承諾があっても、他人が商標登録を受けすることはできない。
- エ 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標については、識別力を有していても、商標登録を受けすることはできない。

問 1 5

ア～エを比較して、特許権が侵害された場合の損害賠償請求に関する説明として、最も適切と考えられるものはどれか。但し、専用実施権は設定されていないものとする。

- ア 損害賠償額として実施料相当額以上の金額を請求することはできない。
- イ 侵害者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者が受けた損害の額と推定される。
- ウ 侵害者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量に、特許権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量あたりの利益の額を乗じて得た額が、特許権者が受けた損害の額となる。
- エ 損害賠償を請求する場合、特許権者は侵害者の故意又は過失を立証する必要がある。

【第38回知的財産管理技能検定】

問16

ア～エを比較して、著作者人格権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作者名の表示は、一定の条件のもとで省略することができる場合がある。
- イ 著作者は、既に自らが公表した著作物についても、その著作物について公表権を有する。
- ウ 著作者の死後、著作者人格権は相続されない。
- エ 著作者は、著作物を公衆に提示する際に、著作者名を实名又は変名で表示するだけでなく、著作者名を表示しないことを決定できる氏名表示権を有する。

問17

ア～エを比較して、意匠権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠の実施に該当する行為は意匠法に規定されており、意匠に係る物品を製造する行為はこれに含まれる。
- イ 他人の特許権と、意匠権のうち登録意匠に係る部分とが抵触していても、特許発明又は登録意匠の実施は制限されない。
- ウ 意匠の類否判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする旨が意匠法に規定されている。
- エ 試験又は研究を目的とする登録意匠の実施には、意匠権の効力は及ばない。

問18

ア～エを比較して、特許要件に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常知識を有する者が、公知技術に基づいて容易に発明をすることができたときは、その発明については、特許を受けることができない。
- イ 同一の発明について異なった日に二以上の特許出願があったときは、最先の発明者による特許出願のみがその発明について特許を受けることができる。
- ウ 特許出願に係る発明が、当該特許出願をした後、当該特許出願が公開される前に日本国内又は外国において、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明と同一の場合には、特許を受けることができない。
- エ 明細書の発明の詳細な説明の記載要件に関しては、特許異議の申立ての理由とすることができない。

【第38回知的財産管理技能検定】

問19

ア～エを比較して、著作権法におけるプログラムの著作物に関する職務著作の成立要件に該当するものとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作物の作成時における契約、勤務規則その他に著作者を法人その他使用者以外とする規定が定められていないこと
- イ 法人その他使用者の業務に従事する者が職務上著作物を作成すること
- ウ 法人その他使用者の発意に基づいて著作物を作成すること
- エ 法人その他使用者が、著作物を創作した従業者に相当の対価を支払うこと

問20

ア～エを比較して、商標権の効力に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権の効力は、他人が役務の提供の用に供する物を普通に用いられる方法で表示する商標にも及ぶ。
- イ 商標権者は、その商標登録に係る指定商品について、登録商標に類似する商標を使用する権利を専有する。
- ウ 商標が登録された後にその登録商標が普通名称化した場合、商標権の効力が制限されることがある。
- エ 商標権者は、自己の商標権を侵害した者に対して損害の賠償を請求することはできるが、商標権者の業務上の信用を害した者に対して、業務上の信用を回復するのに必要な措置を請求することはできない。

問21

ア～エを比較して、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 国際出願をする場合には、日本語で出願することができる。
- イ 国際出願をした場合には、その後、権利取得を目的とする指定国へ国内移行手続をするとともに、対応する外国特許出願を当該指定国において個別にする必要がある。
- ウ 国際出願後に国際予備審査を請求した後は、請求の範囲についてのみ補正することができる。
- エ 国際出願をして国際調査が行われて国際調査見解書において特許性があるとされた場合には、指定国において特許性の審査が行われず特許権が発生する。

【第38回知的財産管理技能検定】

問 2 2

ア～エを比較して、特許無効審判の審決に対する取消訴訟に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許無効審判の審決に対する取消訴訟は、東京高等裁判所の専属管轄である。
- イ 特許無効審判の審決に対する取消訴訟の提起ができる期間は、当該審決において審判官が指定した期間内である。
- ウ 特許無効審判の無効審決に対する取消訴訟の被告は、特許庁長官である。
- エ 特許権の消滅後には、特許無効審判の審決に対する取消訴訟を提起することができない。

問 2 3

ア～エを比較して、ライセンス契約に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 相手側が契約内容を履行しない場合、契約内容によっては自力救済をすることが認められている。
- イ ライセンス契約の内容として、損害賠償義務を明示しない場合、債務不履行による損害賠償は可能であるが、不法行為に基づく損害賠償請求はできない。
- ウ 口頭によるライセンス契約も有効な場合がある。
- エ ライセンス契約の場合、売買契約と異なり、契約不適合責任が生じることはない。

問 2 4

ア～エを比較して、特許権を侵害しているとの警告書を受け取った場合の対応に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア その特許権について、自社が実施権を有していないかどうかを調査する。
- イ 自社の実施に係る技術が警告書を送付した者の特許権に係る特許発明の技術的範囲に属するか否かを検討する。
- ウ 警告書を送付した者が現在も真の特許権者であるか否かを、特許公報の写しを入手して確認する。
- エ 特許を特許無効審判又は特許異議申立てにより消滅させるため、審査段階で発見されなかった新規性や進歩性を否定する海外の先行技術文献を調査する。

【第38回知的財産管理技能検定】

問25

ア～エを比較して、商標登録出願の手続に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 複数の指定商品又は指定役務を願書に記載して商標登録出願をすることはできない。
- イ 商標登録を受けるためには、願書に商標の詳細な説明を記載しなければならない場合がある。
- ウ 複数の商標を願書に記載して商標登録出願をすることができる。
- エ 地域団体商標は、地理的表示と同様、その商標中に地域の名称を含まなくても登録を受けることができる。

問26

ア～エを比較して、特許権の侵害に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権者が国内で販売した特許発明に係る製品を購入した者が、当該製品を輸出する行為は、特許権の侵害に該当しない。
- イ 特許権者に無断で、特許発明に係る製品を試験販売する行為は、特許権の侵害に該当しない。
- ウ 特許権者に無断で、特許発明に係る製品を個人的又は家庭的に製造し使用する場合には、特許権の侵害に該当しない。
- エ 特許権者に無断で、特許発明に係る製品を無償で譲渡する行為は、特許権の侵害に該当する。

問27

ア～エを比較して、特許権の設定登録を受けるための特許料の納付に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許料の納付にかかわらず、特許査定の日から30日以内に特許権の設定登録がされる。
- イ 特許料の納付の期限は特許査定の日から30日以内が原則であるが、30日間だけ納付期限を延長することができる。
- ウ 特許料の納付の期限は特許公報の発行日から30日以内が原則であるが、30日間だけ納付期限を延長することができる。
- エ 特許料を納付する際には第1年分の特許料が必要である。

【第38回知的財産管理技能検定】

問28

ア～エを比較して、著作物に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 共同著作物であるためには、二以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができるものでなければならない。
- イ 二次的著作物であるためには、その元になったものも著作物でなければならない。
- ウ 編集著作物であるためには、その素材の選択と配列の両方に創作性がなければならない。
- エ データベースの著作物であるためには、その情報の選択と体系的な構成の両方に創作性がなければならない。

問29

ア～エを比較して、パリ条約に規定する優先権制度に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア いずれかの同盟国にされた先の出願から優先期間内に他の同盟国にされた後の出願は、最初の出願の出願日にされたものとみなす旨が規定されている。
- イ 優先期間について、特許出願は6カ月とする旨が規定されている。
- ウ 優先期間について、意匠登録出願については3カ月とする旨が規定されている。
- エ いずれかの同盟国において実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合には、優先期間は、意匠登録出願について定められた優先期間とする旨が規定されている。

問30

ア～エを比較して、国内優先権の主張を伴う特許出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 国内優先権の主張を伴う特許出願は、後の出願と同時に出願審査請求をする必要がある。
- イ 国内優先権の主張を伴う特許出願に係る特許権の存続期間は、先の特許出願の日から20年をもって終了する。
- ウ 国内優先権の主張を伴う特許出願は、先の出願の日から1年6カ月を経過したときに出願公開される。
- エ 国内優先権の主張を伴う特許出願は、先の出願の日から1年4カ月以内にしなければならない。

【第38回知的財産管理技能検定】

問31

ア～エを比較して、弁理士法において、弁理士が他人の求めに応じ報酬を得て行う独占代理業務として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標登録出願
- イ 特許原簿への登録の申請手続
- ウ 特許異議の申立て
- エ 意匠に係る国際登録出願

問32

ア～エを比較して、著作権の制限に関する次の文章の空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

著作物は、、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれかの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。）を受けない場合には、 上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。但し、当該上演等を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

- ア = 公表された = 文化の発展を目的とし = 特定の者に対して
- イ = 未公表の = 営利を目的とせず = 特定の者に対して
- ウ = 公表された = 営利を目的とせず = 公に
- エ = 未公表の = 文化の発展を目的とし = 公に

問33

ア～エを比較して、特許出願に関する次の文章の空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

一定の条件を満たす場合には、複数の発明であっても、1つの出願とすることができる。このように1つの出願にまとめられる発明の範囲を という。具体的には、「2以上の発明が同一の又は対応する を有していることにより、これらの発明が単一の一般的発明概念を形成するように している技術的關係」を有する場合に1つの出願とすることができる。

- ア = 発明の単一性 = 特別な技術的特徴 = 連関
- イ = 出願の単一性 = 特別な技術的特徴 = 従属
- ウ = 出願の単一性 = 基本的な構成 = 連関
- エ = 発明の単一性 = 基本的な構成 = 従属

【第38回知的財産管理技能検定】

問34

ア～エを比較して、商標権の存続期間の更新登録に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権の存続期間の更新登録の申請は、商標権の存続期間の満了前6カ月から満了の日までの間に行うことができる。
- イ 商標権者が、指定商品について登録商標を使用していない場合であっても、商標権の存続期間の更新登録を受けることができる。
- ウ 商標権の専用使用権者は、商標権者の同意を得ることによって、その商標権の存続期間の更新登録を申請することができる。
- エ 商標権の存続期間は、何度も更新することができる。

問35

ア～エを比較して、次の文章の空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

不正競争防止法上の営業秘密と認められるためには、秘密管理性、 、 の3要件が必要とされる。

- ア = 営業性 = 不正の目的でないこと
- イ = 営業性 = 非公知性
- ウ = 有用性 = 非公知性
- エ = 有用性 = 不正の目的でないこと

問36

ア～エを比較して、知的財産戦略に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 積極的な経営戦略・事業戦略策定のために、知財情報及び非知財情報を統合して分析し事業環境と将来の見通しを経営陣や事業責任者へ提示するIPランドスケープは有効である。
- イ 特許出願をすべきか営業秘密として管理すべきかについては、技術的に高度な発明の場合には特許出願をすべきであり、技術的にそれほど高度ではない発明の場合には営業秘密として管理すべきである。
- ウ 海外出願先を決定するにあたっては、現在の市場国、将来の市場国、自社の生産国、自社の生産予定国、更には他社の生産国や生産予定国も検討すべきである。
- エ ライフサイクルの短い製品については、特許制度や意匠制度よりも実用新案制度や不正競争防止法による保護を検討することも、有効である。

【第38回知的財産管理技能検定】

問37

ア～エを比較して、著作権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 展示権とは、無断で他人に、美術の著作物又は発行された写真の著作物をこれらの原作品により公に展示されない権利をいう。
- イ 公衆送信権とは、無断で他人に、著作物を公衆に対して送信されない権利をいう。
- ウ 貸与権とは、無断で他人に、著作物をその複製物の貸与により公衆に提供されない権利をいう。
- エ 上映権とは、無断で他人に、著作物を公に上映されない権利をいう。

問38

ア～エを比較して、意匠登録を受けられる可能性が高いものとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠登録出願前に外国において公然知られた他人の意匠に類似する意匠
- イ 意匠登録出願前に公然知られた形状から、いわゆる当業者が容易に創作できた意匠
- ウ 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠
- エ 後願に係る他人の登録意匠に類似する意匠

問39

ア～エを比較して、他社の実施行為に対する権利行使に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許発明がプログラムの発明である場合、当該プログラムを電気通信回線を通じて提供する行為には特許権の効力は及ばない。
- イ 特許発明が物の発明である場合、当該物を使用する行為には特許権の効力は及ばない。
- ウ 特許発明が物を生産する方法の発明である場合、当該方法により生産した物を譲渡する行為には特許権の効力は及ばない。
- エ 特許発明が方法の発明である場合、当該方法の使用にのみ用いる物の輸入には特許権の効力が及ぶ。

【第38回知的財産管理技能検定】

問40

ア～エを比較して、職務発明に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 従業者が特許を受ける権利を会社に譲渡した場合、予め契約により定めのある場合に限り会社から相当の利益を受ける権利を得る。
- イ 法人の役員は、特許法に規定される「従業者等」に含まれない。
- ウ 従業者が完成した職務発明についてその従業者が特許権を取得した場合に、会社は職務発明に基づく法定通常実施権を取得できない。
- エ 従業者が職務発明を完成した場合であっても、当該従業者がその職務発明について特許を受ける権利を、その発生したときから有しないことがある。

【第38回知的財産管理技能検定】

【2級学科】

番号	正解
問1	ウ
問2	エ
問3	エ
問4	エ
問5	イ
問6	ア
問7	エ
問8	ウ
問9	イ
問10	エ
問11	ア
問12	イ
問13	ア
問14	ウ
問15	イ
問16	イ
問17	イ
問18	ア
問19	エ
問20	ウ
問21	ア
問22	ア
問23	ウ
問24	ウ
問25	イ
問26	イ
問27	イ
問28	イ
問29	エ
問30	ウ
問31	イ
問32	ウ
問33	ア
問34	ウ
問35	ウ
問36	イ
問37	ア
問38	エ
問39	エ
問40	エ